

財団法人千葉市文化振興財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人千葉市文化振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉市中央区中央2丁目5番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、千葉市にふさわしい文化を総合的に振興して市民文化向上に資するとともに男女の自立と対等な社会参画の促進に資する幅広い事業を推進し、もっていきいきとした個性豊かな市民文化の実現と男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 市民文化向上に資する文化事業の企画及び実施
- (2) 市民文化に関する情報の収集及び提供
- (3) 市民文化に関する調査及び研究
- (4) 市民の文化活動の奨励・育成及び後援
- (5) 男女共同参画社会の形成に関する事業
- (6) 設置者の指定を受けてする施設の管理
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記録された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、千葉県知事の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第10条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 理事長は、毎会計年度開始前に、事業計画及び収支予算書を作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度開始前までに、千葉県知事に届け出なければならない。

2 会計年度開始後において、変更のあったときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第13条 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書、財産目録及び関係明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、千葉県知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第14条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ千葉県知事に報告しなければならない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 常務理事 1人
- (3) 理事(理事長及び常務理事を含む。以下同じ。) 10人以上15人以内
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長は、理事会において互選により選任する。また、理事長は理事会の承認を得て、理事の内から常務理事を指名する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し業務を総括する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は欠けたとき、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条に規定する職務を行うほか、理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役

員の任期は、現任者の在任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、任期中であっても評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき、これを解任することができる。

(1) 心身の故障その他により職務の遂行に耐えないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

(3) その他役員としてふさわしくない行為のあるとき

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項で理事会において必要と認める事項を議決する。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び代理表決者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び発言要旨

(6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には議長及び出席した理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 この法人に、評議員15人以上20人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第19条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

- 4 評議員には費用を弁償することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定めるものとする。
- 4 評議員会は、この寄附行為に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第22条第3項及び第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に規定するもののほか、評議員会の運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第31条 この法人に、会員を置くことができる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この法人の寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、千葉県知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第34条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、千葉県知事の認可を得て、千葉市に帰属するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第36条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第9章 補則

(委任)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。
(千葉県教育委員会指令第92号で昭和55年4月1日認可)
- 2 この寄附行為施行の際、新たに選任された役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(千葉県教育委員会指令第564号で昭和55年12月25日認可)

附 則

この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(千葉県教育委員会指令第5号で昭和61年5月16日認可)

附 則

この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可を得て平成元年4月1日から施行する。

(千葉県教育委員会教庶指令第21号で平成元年4月1日認可)

附 則

この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可を得て平成元年8月3日から施行する。

(千葉県教育委員会教庶指令第11号で平成元年8月3日認可)

附 則

この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可を得て平成3年4月1日から施行する。

(千葉県教育委員会教総指令第2号で平成3年4月1日認可)

附 則

この寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可を得て平成10年4月1日から施行する。

(千葉県教育委員会教総指令第20号で平成10年4月1日認可)

附 則

この寄附行為は、千葉県教育委員会の認可を得て平成11年10月1日から施行する。

(千葉県教育委員会教総指令第13号で平成11年10月1日認可)

附 則

この寄附行為は、千葉県知事及び千葉県教育委員会の認可を得て平成13年4月1日から施行する。

(千葉県共参指令第4号及び千葉県教育委員会教総指令第25号で平成13年4月1日認可)

附 則

この寄附行為は、平成13年8月4日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の寄附行為にある評議員及び評議員会は、平成15年度中に選任し、設置する。
- 3 評議員が選任され、評議員会が設置されるまでの間は、理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)及び監事の選任については、従前の例による。

(千葉県文化指令第6号で平成15年4月25日認可)

附 則

この寄附行為は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

（千葉県文化指令第 65 号で平成 16 年 2 月 17 日認可）

附 則

この寄附行為は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

（千葉県文化指令第 56 号で平成 18 年 3 月 29 日認可）

附 則

この寄附行為は、千葉県知事の認可を得て平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（千葉県文化指令第 999 号で平成 22 年 3 月 31 日認可）